

令和7年度 民間提案型官民連携モデリング事業

募集要領

■募集期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月23日（金）17：00（締切）

■質問受付期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月16日（金）17：00（締切）

■提出先（提出期限：令和7年5月23日（金）17：00（締切））

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

■問合せ先

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

注：電子メールによりお問い合わせください。

また、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

※問い合わせ時間は、10時から17時（土日祝日を除く。）となります。

本応募要領をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。

令和7年4月

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課

【目 次】

I. 事業の概要

1. 事業の目的
2. 事業の実施体制

II. 募集の要件等

1. 応募団体の要件
2. 募集する調査業務
3. 調査業務の内容
4. 調査業務の上限額、件数
5. 調査業務実施期間
6. 対象経費
7. 対象外経費
8. 対象経費の精算

III. 募集の方法

1. 応募書類
2. 応募書類の提出期限
3. 応募書類の提出先・方法
4. 説明会

IV. 事業者の選定

1. 審査の方法
2. 審査の観点
3. 結果の通知

V. その他の留意事項

I. 事業の概要

1. 事業の目的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、PPP／PFI を推進している。

PPP／PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）では、推進の方向性として「PPP／PFI 手法の進化・多様化」、「民間による創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境」等が掲げられており、インフラの老朽化への対応やカーボンニュートラル等の政策課題について、民間発意による PPP／PFI 事業の案件形成の促進等、具体的な取組を進めることが求められている。

これらの状況を踏まえ、本事業では、戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保、スモールコンセッションの推進、グリーン社会の実現の 3 分野について、国土交通省所管分野における民間提案に基づく新たな官民連携手法を構築することを目的として、Ⅱ. 2. に記載の調査テーマ（導入検討する事業手法・スキーム）について、1 以上の地方公共団体を対象に導入検討を実施し、導入による課題や効果を明らかにする調査を実施する民間事業者等を募集する。

2. 事業の実施体制

選定された事業者（以下「調査委託先民間事業者」という。）は、国土交通省の「民間提案型官民連携モデリング事業に関する運営事務局業務」の受託者である HD モデリング事業共同提案体（株式会社阪急交通社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社）（以下「事務局」という。）との契約を交わした上で調査（以下「調査業務」という。）を実施する。

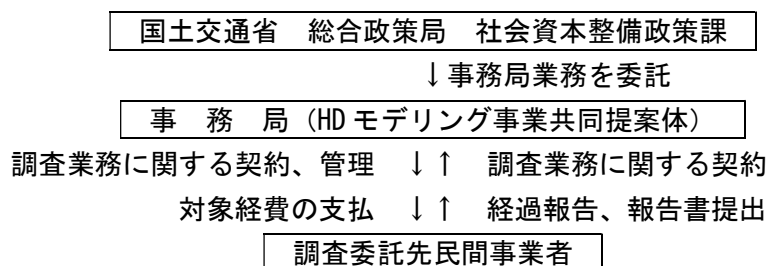


図 実施体制

Ⅱ. 募集の要件等

1. 応募団体の要件

応募団体は、官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）に取り組んでいる又は取組みの検討を進めている法人格を有する民間事業者・団体であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- （１）国土交通省又はその他官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- （２）過去３年以内に情報管理の不備を理由に国土交通省その他の官公庁等との契約を解除されている者ではないこと。
- （３）配置予定者が下記の要件を満たしていること（複数者による共同提案を行う場合は、共同提案体として下記要件を満たす必要がある）。
 - ・配置予定者として、少なくとも３名登録すること。
 - ・配置予定者の中から本調査業務を管理・監督する管理者を１名おくこと。
 - ・配置予定者のうち、管理者およびその他配置予定者の１名以上は、下記に示される「同種又は類似業務」のいずれかについて、平成２７年度以降（過去１０年間）に完了した業務において、１件以上の実績を有すること。

同種業務：応募する調査テーマと同種の公共施設等に係る、

・PPP/PFI 事業の導入可能性調査業務やアドバイザリー業務等の調査・検討業務、又は、

・PPP/PFI 事業の実施業務

類似業務：地方公共団体が発注する公共事業や公共サービスに係る調査・検討業務又は実施業務

- （４）その他、別紙の誓約事項等を承諾できる事業者であること。

2. 募集する調査業務

募集する調査業務は、下記調査分野 1～3 のいずれか 1 つを選択し、その分野に掲げる下記調査テーマに係る事業スキームの検討等とする。なお、1 つの調査業務において複数の調査テーマを対象とした業務については、高く評価します。

調査分野	調査テーマ
1. 戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保 （インフラを支える自治体の職員不足や老朽化が進むインフラの効率的・効果的な更新といった地域課題に対応し、民間ノウハウ、新技術の活用、業務のデジタル化・DX等を通じて、インフラを広域・複数・多分野で一体的・効率的に管理する取組や、まちづくり計画を踏まえて地域の将来像を見据えたインフラの更新や集約・再編等を実施する取組。）	老朽化が進むインフラを支える自治体の職員不足や、インフラの効率的・効果的な更新といった地域課題に対し、次の①～④に掲げる調査テーマを 1 つ以上取り上げ、調査を行うものとする。 【調査テーマ】 ①インフラの予防保全・長寿命化、集約・再編 ②DX、AI、新技術の活用 ③分野横断型・広域型のスキームの導入 ④自治体職員の技術継承
2. スマールコンセプションの推進 （人口減少等によって生じた遊休公的施設をどのようにに活用するかという地域課題に対応し、民間の創意工夫を最大限いかした小規模な PPP/PFI 事業により、遊休公的施設を効果的に利活用し、地域経済の活性化や地域課題の解決等の地方創生を推進する取組）	人口減少等による遊休公的施設の増加といった地域課題に対し、次の①～②に掲げる調査テーマを 1 つ以上取り上げ、調査を行うものとする。 【調査テーマ】 ①バンドリング（複数施設を一括して事業化） ②新たな資金調達手法の活用
3. グリーン社会の実現 （カーボンニュートラルの達成や気候危機への対応、グリーンインフラの推進など、グリーン社会の実現に向けた取組（ハード、ソフト両面を含む）に官民連携手法の導入を推進する取組）	カーボンニュートラルや気候変動、グリーンインフラなどに関し、データの収集・整備・連携が十分に図られていないことや、自治体における専門分野の人材不足といった課題に対し、次の①～②に掲げる調査テーマを 1 つ以上取り上げ、調査を行うものとする。 【調査テーマ】 ①新技術の活用 ②官と民の共働

3. 調査業務の内容

応募団体は、選択した調査テーマに対し、1以上の導入検討先の自治体を対象に事業手法・スキームの導入検討を実施の上、導入による課題や効果を明らかにする。

① 事業手法・スキームの導入検討

調査テーマに対し、その実現に向けた検討（実証実験等の試行を含む）を、導入検討先の自治体を対象にして実施する。調査テーマに係る具体的な取組内容（事業手法やスキーム、導入検討の進め方など）は、応募団体が有するノウハウや技術を活用して、提案するものとする（様式2に記載すること）。なお、調査業務終了時点で、事業化に向けた具体的なプロセスが明らかになるよう、国土交通省、事務局、導入検討先の自治体と連携するものとする。

また、他の自治体への展開に向けて、導入における課題や条件、導入後の効果について情報を整理する。

② 調査業務の進捗状況に関する報告

業務開始時、期中、委託終了前の3回、国土交通省及び事務局に対して、調査の進捗状況について導入検討先の自治体とともに報告する。

また、上記進捗状況の報告とは別に、実施期間中、原則月1回の頻度で、事務局に対し調査の進捗状況を書面又はメール等で報告することとする。また、導入検討先の自治体との間で会議を実施する場合には、事前に会議の開催について事務局に連絡し、会議後には、その主な論点及びタスク等を整理した資料等を事務局に共有するものとする。

③ 報告書及びその概要の作成

調査の結果を報告書にとりまとめ、5.に規定する調査業務実施期間期間の末日までに本製本（くるみ製本）した報告書（A4版）2部と電子データ1式（付属資料及び参考資料がある場合は電子データに格納）※を事務局に提出する。また、報告書作成に合せて、調査成果の横展開のための報告書概要も作成し、報告書に組み込むものとする。これらの作成にあたっては、事前に内容について事務局に照会するものとする。

4. 調査業務の上限額、件数

本調査業務の業務規模は、1件あたり、上限10百万円程度（消費税等込み）を予定している。なお、本調査業務の調査委託費は申請内容を踏まえ国土交通省が決定する。

また、選定件数は、10件程度を予定している。ただし、選定件数の多寡や応募内容により、選定件数の調整を行う可能性がある。

5. 調査業務実施期間

調査業務の実施期間は、調査委託先民間事業者が事務局との間で調査業務に関する契約を交わした日の翌日から、令和8年2月19日までとする。

6. 対象経費

本調査業務は、補助金や交付金の類ではなく、国土交通省による調査事業の一環として実施し、調査業務によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものであり、当該調査業務に要する経費を、国費により負担するものである。

対象となる経費の支出期間は、5. 調査業務実施期間内に限るものとする。

対象となる経費は、調査業務を実施するために必要と認められ、対象として明確に区分できる次に掲げるもので、かつ証明書類（請求書や領収書等）によって金額・内容が確認できるものとする。

- ・ 調査業務を行うために必要な人件費
- ・ 調査業務を行うために必要な出張等に係る旅費
- ・ 調査業務を行うために必要なその他経費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等）

7. 対象経費と認めない経費

国土交通省及び事務局が調査業務に必要な経費（以下「対象経費」という。）と認めない次に掲げる経費については、支払の対象としないものとする。

例：

- ・ 本調査業務以外の調査委託先民間事業者に係る経費（人件費等）等
- ・ 他の補助金等の支援も受ける場合の当該支援の対象経費
- ・ 調査委託先民間事業者の通常の事業活動に係る経費
- ・ 施設の建設・改修に関する経費
- ・ その他調査業務に関係が無いと考えられる経費 等

8. 対象経費の精算

対象経費について、5. に規定する調査業務実施期間の末日までに調査委託先民間事業者が国土交通省及び事務局に報告書等の書類を提出し、国土交通省及び事務局が審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る費用を対象経費と認めたときは、その額を確定し、調査委託先民間事業者（複数の事業者が連携して事業を行う場合は、代表又は経理担当となる主体）へ通知する。

対象経費は額を確定したあとに事務局が支出する精算払いとする。

なお、当該支払い後に対象経費と認めない経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費に相当する金額を返還しなければならない。精算のプロセス等の詳細については、選定後、国土交通省及び事務局より、調査委託先民間事業者に案内する。

Ⅲ. 募集の方法

1. 応募書類

応募書類の様式は、下記様式（A 4 判、参加適格要件確認資料を兼ねる）に示されているとおりとする。なお、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。また、応募書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。提出後、問い合わせや追加資料の提出等の対応を依頼する場合がある。

なお、複数応募する場合は、応募ごとに応募書類を提出することとする。

- ・表 紙 応募申請書
- ・様式 1 業務実施体制及び再委託の有無及び予定
- ・様式 2 実施方針・実施フロー・工程計画・調査テーマに対する提案
- ・様式 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- ・様式 4 参考見積書（参考見積書及び明細を添付すること、様式の指定はなし）

（以下は、共同提案体として提案する場合のみ提出）

- ・様式 5 共同提案体協定書

2. 応募書類の提出期限

提出期限：令和 7 年 5 月 23 日（金）17：00

3. 応募書類の提出先・方法

（１）提出方法：下記メールアドレスあてに、電子メールにより提出。（提出期限を過ぎている場合は、如何なる理由があっても受け付けない。）

（２）提出先：国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

電子メール：hqt-kanmin_renkei_modeling@gxb.mlit.go.jp

※データ容量は 9MB 以下でご提出ください。

※本応募に関する資料や情報を国土交通省から事務局に共有いたします。

4. 説明会

本応募に関する説明会を下記の通り実施する。

（１）説明日時：令和 7 年 5 月 8 日（木）16：00

（２）開催方法：オンライン形式による開催

（３）申込方法：希望を参加する場合は、下記フォームより申し込むものとする。説明会への参加は任意とする。

<https://forms.office.com/e/Q7eqFu9bEN>

（４）申込期限：令和 7 年 5 月 1 日（木）17：00

Ⅳ. 事業者の選定

1. 審査の方法

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、応募書類の提出期限までに提出があったものから、外部有識者により構成される第三者委員会において2. 審査の観点に従って審査（意見）を行い、その結果を踏まえて国土交通省が選定し、6月末頃に選定した調査委託先民間事業者を公表する予定である。

2. 審査の観点

調査委託先民間事業者の選定にあたっては、以下の観点から審査を実施する。ヒアリングは原則として実施しないが、必要に応じて、応募団体に対し、追加の資料請求やヒアリング等を実施し、応募書類の内容を確認する場合がある。

<評価項目>

項目	概要	配点
実現可能性	・ 調査業務の実施体制に確実性があるか。	10
	・ 調査業務の趣旨に基本的な理解があり、これを実現するための方針や検討が検討・立案されているか。	15
	・ 導入検討先となる自治体が抱えている課題や検討状況を把握しているか。	5
	・ 導入検討先となる自治体が抱える課題に対する実現可能な提案であるか。	10
先進性	・ 取組むスキーム・手法等や調査検討の進め方について、先進的であるか（先例がない又は乏しい、複数の既存手法の組み合わせ等）	30
汎用性	・ 取組むスキーム・手法等が、より他の多くの自治体においても導入されることが期待できるか。	20
具体性	・ 事業化に向けた調査・検討プロセス、及びその後の運営のプロセスにおいて具体性がみられるか。	20
有効性	・ 業務の効率化、迅速化、地域活性化等の効果が認められるか。	20

※「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する 実施要領」（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）を参考に、シーズ提案書を提出（令和7年2月7日～2月28日）した事業者について、調査テーマ設定への貢献度が高い場合に最大で10点を合計点に加点する（申請者が共同提案体で応募する場合で、複数の事業者が該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

※様式3に定める項目に該当がある者は、同様式に定める点数を、合計点に加点する（複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高いものにより加点を行う）。

3. 結果の通知

評価結果については、国土交通省又は事務局から、応募団体に対して通知する。

V. その他の留意事項

【調査開始以降の実施・協力体制に係る要件】

次の全ての項目について、協力を行うものとする。

- ・国土交通省及び事務局と連携・協力しつつ、主体的に調査検討を進める。
- ・調査成果の横展開を図るため、次の項目に対応・協力できる者であること。
 - 調査報告書の国土交通省ホームページにおける公表
 - 調査報告書に対する外部からの問い合わせの記録及び国土交通省への報告
 - 国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
 - 地方ブロックプラットフォームやスモールコンセプションプラットフォーム※等のプラットフォームの活動への協力
- ・調査業務終了後に、フォローアップ調査等に協力すること。
- ・本業務において構築された事業手法・スキームを、出来る限り継続的に検討・活用・展開すること。

※地方ブロックプラットフォームとは、全国を9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分けて設置している産官学金からなるプラットフォームであり、PPP/PFI に関する情報・ノウハウの横展開を図り、官民対話、首長会議、研修、個別相談会、セミナー等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html>

※スモールコンセプションプラットフォームとは産官学金等の多様な主体が参加・連携するプラットフォームであり、機運醸成に資するセミナー・イベント等の開催や会員の交流促進・マッチングイベント等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/smcn/index.html>

【その他】

- ・1つの応募団体から、調査分野や調査テーマに関わらず、複数の応募を可とする。この場合、応募した調査業務ごとに応募書類を作成・提出すること。評価は、それぞれの調査業務ごとに行う。
- ・複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「共同提案体」という。）の中から本応募に係る代表者を選定すること。その者は、共同提案体を代表して、本応募に係る連絡調整等を国土交通省及び事務局との間で行うものとする。なお、共同提案体を構成する全ての者が応募団体の要件に適合している必要がある。また、共同提案を行う際には、提出時に共同提案体協定書（様式4）を添付すること。
- ・調査委託先民間事業者は選定された後、事務局と調査業務に関する契約を締結するものとする。
- ・応募書類に虚偽又は不正が判明した場合は、提出された応募書類を無効とする。

- ・応募書類は、調査、検討における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募の負担とする。
- ・応募書類に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病床、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、国土交通省及び事務局の了解を得なければならない。
- ・調査業務の実施にあたっては、調査業務参加者は関係法令を遵守すること。また、調査業務は調査委託先民間事業者の責任で行うものとし、調査業務の実施に関して調査委託先民間事業者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、当該調査業務参加者がその費用を負担するものとする。なお、万一事故が発生した場合には、代表者は遅滞なく国土交通省及び事務局に報告するものとし、その後の対応を国土交通省及び事務局と協議すること。
- ・調査の実施にあたり、国土交通省又は事務局と合意した内容が行われない又は守られない場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。
- ・本調査業務で作成した成果品一式の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、国土交通省に帰属するものとする。
- ・暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
 - ④ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国土交通省と協議を行うこと。
- ・本応募要領、別紙、別添様式に記載のない細部については、国土交通省及び事務局の指示に従うものとする。